

衆議院文部科学委員会ニュース

平成 27.5.22 第 189 回国会第 11 号

5 月 22 日（金）、第 11 回の委員会が開かれました。

1 学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 49 号）

・下村文部科学大臣、大家財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

宮川典子君（自民）

- ・法改正による教育効果はどのようなものか、大臣の見解を伺いたい。また、小中 9 年間の一貫性の担保をどのようにとるのか、文部科学省の見解を伺いたい。
- ・去る 5 月 11 日の財政制度等審議会財政制度分科会において、平成 36 年度までに公立小中学校の教職員定数を約 42,000 人削減できるとの試算は、現場の実態からは到底のめない話だが、財務省の見解を伺いたい。併せて、大臣の見解を伺いたい。
- ・高等学校専攻科修了生の大学への編入学の制度化については、高等学校及び大学双方がカリキュラム連携をとり、大学による編入学の基準の明確化及び高等学校による編入学を視野に入れた教育が必要であると考えますが、大臣の見解を伺いたい。

中野洋昌君（公明）

- ・「中 1 ギャップ」などへの課題の観点から、昨今、小中一貫校の設置をはじめとする小学校と中学校の連携を図る取組が増えてきている。このような中、本法律案において、義務教育学校を制度化しようとする理由について、大臣に伺いたい。
- ・高等学校専攻科からの大学への編入学を制度化することによるメリットと大学に多様な人材を受け入れ、学びの高度化を図っていく必要性について、大臣に伺いたい。

中川正春君（民主）

- ・去る 5 月 11 日の財政制度等審議会財政制度分科会において、教職員定数の合理化が示されたが、様々な教育課題に対処するために措置されている加配定数を少人数学級の編制のために流用していることが問題であり、少人数学級の編制については法律改正による基礎定数の改善で対応し、その上で加配定数の議論をすべきであると考えますが、大臣の見解を伺いたい。

- ・小中一貫教育は「目的」ではなく、より良い教育環境を作るための「手段」であると考え。そのため、具体的な運用システムが重要であると考え、特に、教育課程を 9 年とすることにより可能となることについて、大臣の見解を伺いたい。
- ・義務教育学校は、多くの人的資源を必要とする一方で、教職員数の面からは、複数の学校の統廃合によりその削減が求められる可能性があり、本来的には、この削減数分を新たな教育課題に振り向ける工夫が必要であり、その点についての議論が足りないと考え、大臣の見解を伺いたい。
- ・義務教育学校が、先行事例といえる中等教育学校と同様に、教育内容の一定の前倒しを可能とすることから、受験エリート校化するのではないかという懸念があるが、学校選択制を採用している市町村における選抜実施の有無などについて、文部科学省の見解を伺いたい。
- ・義務教育学校を制度化するに当たり、各市町村における対応の在り方について、国が各市町村に対して「望ましい姿」として、示唆するべきであると考え、大臣の見解を伺いたい。
- ・国際バカロレア（IB）の国内普及に向け、生徒の負担を軽減するためにディプロマプログラム（DP）の一部科目を日本語でも可能とするプログラム（日本語 DP）を導入することは、IB 及び学習指導要領双方の面から中途半端であり、IB の教育課程については、学習指導要領によるものとは別の類型として位置付けるべきであると考え、大臣の見解を伺いたい。

牧義夫君（維新）

- ・小中一貫教育は、現行においても、特例制度の活用等により設置者の裁量で取組が可能であるが、本法律案により義務教育学校を制度化する意義について、大臣に伺いたい。
- ・小中一貫教育の推進は、学校統合による財政上の合理化を進める意図もあるのではないかと考えるが、文部科学省の見解を伺いたい。
- ・義務教育学校においては、小学校卒業、中学校入学と

いう成長の節目が一つなくなるとともに、年齢差のある児童生徒が同じ学校内に在籍することになることから、虐待やいじめに繋がることが懸念されるが、大臣の見解を伺いたい。

初 鹿 明 博君（維新）

- ・小学校における「生い立ち授業」においては、里親に養育される児童が辛い思いをしないよう、教員に対し、児童の家庭環境やプライバシーに配慮する必要があることを周知すべきと考えるが、大臣の見解を伺いたい。
- ・義務教育学校においては、9年一貫の教育課程が編成されることになるが、既存の小中学校との間で、転出入する児童生徒への教育課程等の指導や配慮はどのように考えているのか、大臣の見解を伺いたい。
- ・小中学校免許状の併有を進める場合でも、教科担任制をとる中学校教員の中には、小学校の特定教科を不得意とする者もいること等に配慮が必要だと考えるが、大臣の見解を伺いたい。

大 平 喜 信君（共産）

- ・いじめの認知件数を学校評価や教員評価の判断材料にするべきではないと考えるが、文部科学省の見解を伺いたい。
- ・国立教育政策研究所資料における「中1ギャップ」の記述等を踏まえれば、「中1ギャップ」の解消を小中一貫教育の成果として強調するのは誤りだと考えるが、大臣の見解を伺いたい。
- ・小中一貫教育の実施が、学校統廃合や教育予算削減のための手段になってはならないと考えるが、大臣の見解を伺いたい。

吉 川 元君（社民）

- ・現行においても、研究開発学校制度や教育課程特例校制度といった制度上の特例を活用することにより実施が可能な小中一貫教育について、本法律案により制度化する理由及び同特例の義務教育学校制度化後の取扱いについて、文部科学省に伺いたい。
- ・公立の義務教育学校の設置が設置者のトップダウンで行われることのないよう、設置に至る過程で関係者の合意を得るプロセスが必要と考えるが、文部科学省の見解を伺いたい。
- ・中等教育学校については、学校教育法施行規則において入学者選抜を行わない旨が規定されているにもかかわらず適性検査の名で実質的な選抜が行われている現実を踏まえれば、同じく入学者選抜を行わないとしている義務教育学校についても、今後同様の事態となることが懸念されるが、文部科学省の見解を伺いたい。